

兵庫県公報

平成31年3月19日 火曜日 第3089号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の業務拡大に係る業種及び職種の指定（労政福祉課）	2
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	8
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	13
○ 同 上（同）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	16
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	17
教育委員会規則	
○ 篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則	17
○ 教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	18

○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 18

公布された法令のあらまし

- 篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則（教育委員会規則第2号）
 篠山市の名称が丹波篠山市に変更されることに伴い、次に掲げる規則について字句の整理を行うこととした。
 - 1 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則
 - 2 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則
 - 3 兵庫県教育委員会行政組織規則
- 教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）
 職員が多様な勤務形態を選択することができるよう、職員の勤務時間について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）
 県立学校の学科等の新設及び廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第231号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定をした業種	指定をした職種	指定に係る市町の区域	指定年月日
09－食料品製造業	H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	伊丹市、西脇市、丹波市、宍粟市、多可郡多可町	平成31年 3月 1日
	K－75運搬の職業	明石市	
10－飲料・たばこ・飼料製造業	H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	伊丹市	
11－繊維工業	H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	西脇市、多可郡多可町	
12－製材業	H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	宍粟市	
14－パルプ・紙・紙加工品製造業	H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	伊丹市	
21－建設用粘土製品製造業	H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	赤穂市	

24－金属製品製造業	H－52金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	伊丹市、篠山市、丹波市、朝来市
29－電気機械器具製造業	K－75運搬の職業、K－76清掃の職業	川辺郡猪名川町
56－各種商品小売業	C－27生産関連事務の職業、D－32商品の販売の職業、H－54製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、篠山市、丹波市、朝来市、宍粟市、多可郡多可町
85－社会保険・福祉、介護事業	E－42その他のサービスの職業	加古川市

注1 業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める中分類に規定する業種による。
 2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成24年3月改訂）に定める中分類に規定する職種による。



兵庫県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年3月6日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	八ヶ池地区	平成31年3月19日から 同年4月8日まで	小野市役所



兵庫県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名
丹波市	丹波市地区（清水谷）



兵庫県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町草木字上ミ垣内223の2から223の5まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ミ垣内223の3、223の4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市山崎町上ノ字川原山口966の40・966の42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、966の41
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第236号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
川西市火打1丁目58番1、58番2、59番及び60番の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第237号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- (2) 作業期間
平成30年 7月 2日から平成31年 2月28日まで
- (3) 作業地域
丹波市、佐用町及び香美町の各一部
- 2 (1) 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- (2) 作業期間
平成30年 7月 2日から平成31年 2月28日まで
- (3) 作業地域
姫路市、明石市、豊岡市、加古川市、赤穂市、三木市、養父市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、市川町、佐用町、香美町及び新温泉町の各一部



兵庫県告示第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
平成31年 3月 8日から同月25日まで
- 3 作業地域
加西市の一部



兵庫県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年 3月18日から平成32年 2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市垂水区学が丘地内



兵庫県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

平成30年 8月 1日から平成31年 2月28日まで

3 作業地域

神戸市の一部



兵庫県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成30年12月17日から平成31年 2月19日まで

3 作業地域

姫路市西延末地内



兵庫県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年 3月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年 3月19日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 長 谷 市 川 線	神崎郡神河町比延字久保田50番3から 同 郡同 町比延字山田209番3まで	旧	7.0から 18.0まで	47.0	
		新	9.0から 21.0まで	47.0	



兵庫県告示第243号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
長 谷	神 崎 郡	神 河 町	長 谷	宮ノ上	1609番1、1609番2、1609番3の一部、1609番4から1609番9まで、1609番9の1、1609

				大 水 田	番10、1609番11の一部、1609番12、1609番13、1609番14の一部、1609番21の一部、1609番22から1609番24まで、1609番25の一部、1610番の一部 584番2の一部、586番の一部、603番3から603番6までの各一部、604番1、604番2、605番の一部、607番の一部、607番2、608番1の一部、609番1の一部、609番2の一部、647番の一部、657番1の一部、658番1の一部、658番2の一部、662番2の一部、662番4の一部、663番1の一部、664番1の一部、647番地先の水路敷の一部、662番4地先の水路敷の一部
--	--	--	--	-------	---



兵庫県告示第244号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
上 藪 崎 (1)	養 父 市		藪 崎	家ノ脇	338番1の一部、339番1の一部、340番、351番の一部、353番2の一部、354番2の一部、357番の一部、358番1の一部、359番、359番1から359番3までの各一部、363番の一部、366番の一部、369番の一部、370番の一部、373番から375番までの各一部、387番1の一部、340番地先の道路敷の一部、373番地先の道路敷の一部、359番から359番1に至る地先の水路敷の一部
				家ノ上	1番の一部、1番1の一部
				堂ノ上	1番1の一部、1番4の一部



兵庫県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
川辺郡猪名川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業猪名川町公共下水道
- 3 事業施行期間

変更前 平成19年 3月30日から平成31年 3月31日まで
変更後 平成19年 3月30日から平成37年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第246号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表中

株式会社 中国銀行	兵庫県内に所在する営業所
株式会社 近畿大阪銀行	同上
	近畿大阪銀行 本店

を

株式会社 中国銀行	兵庫県内に所在する営業所
株式会社 関西みらい銀行	兵庫県内に所在する営業所及び堺筋営業部

に、

株式会社 徳島銀行	同上
株式会社 関西アーバン銀行	同上

を

株式会社 徳島銀行	同上
-----------	----

に改める。



兵庫県告示第247号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原上字池ノ頭488番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所

鮎原上水利組合	洲本市五色町鮎原上376番
---------	---------------

3 指定する理由

洲本市五色町鮎原上地域内相原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第248号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市安乎町山田原字根之曾404番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
根之曾大池田主	洲本市安乎町山田原447番 1

3 指定する理由

洲本市安乎町山田原地域内岩戸川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第249号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町鮎原三野畑873番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
於古知田田主	洲本市五色町鮎原三野畑545番

3 指定する理由

洲本市五色町鮎原三野畑地域内都志川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第250号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町広石中806番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上通田主	洲本市五色町広石中397番

3 指定する理由

洲本市五色町広石中地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第251号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市宇原441番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
仲ノ谷田主	洲本市宇原58番

- 3 指定する理由
洲本市宇原地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第252号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市池内464番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
光善寺田主	洲本市宇原1173番

- 3 指定する理由
洲本市宇原地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第253号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原塔下697番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
ガラガラ池田主	洲本市五色町鮎原塔下252番

- 3 指定する理由
洲本市五色町鮎原塔下地域内都志川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第254号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町広石上343番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上大池田主	洲本市五色町広石上186番 2

- 3 指定する理由
洲本市五色町広石上地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第255号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市八木馬回字大門138番号
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
大門池田主	南あわじ市八木大久保526番

- 3 指定する理由
南あわじ市八木大久保地域内成相川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第256号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市広田中筋1102番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
平見田主	洲本市鮎屋73番

- 3 指定する理由
洲本市鮎屋地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第257号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市阿万下町828番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下町水利組合	南あわじ市阿万下町468番 5

- 3 指定する理由
南あわじ市阿万下町地域内本庄川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第258号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市八木入田753—1番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
入田田主	南あわじ市八木入田70番

- 3 指定する理由
南あわじ市八木入田地域内長田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第259号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
淡路市志筑1339番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
三宅谷池田主	淡路市志筑1880番 1

- 3 指定する理由
淡路市志筑地域内宝珠川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第260号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地
淡路市里572番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
長谷大池田主	淡路市里285番

3 指定する理由

淡路市里地域内岩戸川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第261号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市井手773番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
井手田主	淡路市井手604番 6

3 指定する理由

淡路市井手地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第262号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市生田大坪718番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大坪営農	淡路市生田大坪139番 1	繁 田 哲 明

3 指定する理由

淡路市生田大坪地域内室津川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 (仮称) 尼崎大庄川田町商業施設A区画
所在地 尼崎市大庄川田町77番の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社関西ケーズデンキ | 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 | 杉 本 正 彦 |
| ネットヨタ神戸株式会社 | 尼崎市名神町一丁目18番25号 | 四 宮 慶太郎 |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社関西ケーズデンキ | 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 | 杉 本 正 彦 |
| ネットヨタ神戸株式会社 | 尼崎市名神町一丁目18番25号 | 四 宮 慶太郎 |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年10月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,928平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
138台
 - (2) 駐輪場の収容台数
80台
 - (3) 荷さばき施設の面積
185平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
25.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成31年2月22日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成31年3月19日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成31年7月19日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 上新電機西宮河原町店
所在地 西宮市河原町48番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表者の氏名 中嶋克彦
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表者の氏名 中嶋克彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年10月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,737平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
71台
 - (2) 駐輪場の収容台数
87台
 - (3) 荷さばき施設の面積
45平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
9.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成31年2月25日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成31年3月19日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成31年7月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市北濱町北脇字菜切384番5の一部、384番6、384番5地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市中地南町82番地の1
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年 2月 6日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-16-2号（30高砂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定、変更及び取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

表淡路市の項中

「

淡路市	アソンプレホール	淡路市岩屋2942-17
	北淡センター	淡路市富島394
	一宮老人福祉センター	淡路市郡家686

」

を

「

淡路市	一宮老人福祉センター	淡路市郡家686
-----	------------	----------

」

に、

「

	東浦体育センター	淡路市釜口1326
	井上会館	淡路市浦1044

」

を

「

	東浦体育センター	淡路市釜口1326
--	----------	-----------

」

に、
「

	室津ふれあいセンター	淡路市室津128
--	------------	----------

を
「

	室津ふれあいセンター	淡路市室津128
	一宮体育センター	淡路市多賀227

に改める。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3月19日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会告示第 1 号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 警察本部の項 8 級の欄中 「課長」 を 「課長 課長 参事」 に改める。

別表第 2 警察本部刑事部科学捜査研究所の項 5 級の欄中 「所長」を削る。

別表第 5 警察本部の項 9 級の欄中 「参事官 室長 監察官 課長 訟務官 隊長 場長 管理官」 を 「参事官 室長 監察官 課長 訟務官 所長 隊長 参事官」 に改める。

第 2 条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第10中「認定等の事由」を「認定等の事由・給料表及び級」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第 3 条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第 9 号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第 9 中「認定等の事由」を「認定等の事由・給料表及び級」に改める。

附 則

この告示は、平成31年 4月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成31年 3月20日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第 2 号

篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

- (1) 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 7 号）別表第 1 の 1 の部第 2 の項、1 の 2 の部第 2 の項及び16の部第 2 の項
- (2) 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）別表へき地学校の款 1 級の項、準へき地学校の款及び特別な地域に所在する学校の款
- (3) 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号）第21条の表兵庫県教育委員会丹波教育事務所の項

附 則

この規則は、平成31年 5月 1 日から施行する。



教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第 3 号

教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則（平成21年兵庫県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の勤務時間は、次のいずれかの時間とする。

- (1) 午前 8 時15分から午後 5 時まで
- (2) 午前 8 時45分から午後 5 時30分まで
- (3) 午前 9 時から午後 5 時45分まで
- (4) 午前 9 時30分から午後 6 時15分まで

附 則

この規則は、平成31年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第 4 号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第 1 条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県立 篠山産業高等学校	全日制		生活科
			農と食科
			機械科
			機械工学科
			電気科
			土木科
			電気建設工学科
			商業科
総合ビジネス科			

を

兵庫県立 篠山産業高等学校	全日制		農と食科
			機械工学科
			電気建設工学科
			総合ビジネス科

に、

兵庫県立 西脇工業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			工業化学科
			情報・繊維科
			総合技術科

を

兵庫県立 西脇工業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			工業化学科
			情報・繊維科
			ロボット工学科
			総合技術科

に、

			普通科
--	--	--	-----

兵庫県立 小野高等学校	全日制		商業科
			国際経済科

を

兵庫県立 小野高等学校	全日制		普通科
			商業科
			国際経済科
			ビジネス探究科
			科学探究科

に、

兵庫県立 飾磨工業高等学校	全日制		機械工学科	
			電気工学科	
			電気情報工学科	
			エネルギー環境工学科	
			I T工学科	
	健康科学工学科			
定時制	夜		基礎工学科	
			昼（午前）	基礎工学科
			昼（午後）	基礎工学科

を

兵庫県立 飾磨工業高等学校	全日制		機械工学科		
			電気情報工学科		
			エネルギー環境工学科		
	定時制	夜		基礎工学科	
				昼（午前）	基礎工学科
				昼（午後）	基礎工学科

に、

兵庫県立 上郡高等学校	全日制		普通科
			農業科
			園芸科

			農業土木科
--	--	--	-------

を

兵庫県立 上郡高等学校	全日制		普通科
			農業科
			農業生産科
			園芸科
			地域環境科
			農業土木科

に、

兵庫県立 但馬農業高等学校	全日制		農業科
			畜産科
			生活科
			みのりと食科
			総合畜産科

を

兵庫県立 但馬農業高等学校	全日制		みのりと食科
			総合畜産科

に、

兵庫県立 洲本実業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			商業科
			国際ビジネス科

を

兵庫県立 洲本実業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			商業科
			地域商業科
			国際ビジネス科

に改め、同表備考2の表中

兵庫県立 福崎高等学校
兵庫県立 生野高等学校

を

兵庫県立 福崎高等学校

に改める。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部中

同 篠山産業	生活 農と食
--------	--------

を

同 篠山産業	農と食
--------	-----

に、

同 上郡	農業 園芸 農業土木
------	------------

を

同 上郡	農業 園芸 農業土木 農業生産 地域環境
------	----------------------

に、

同 但馬農業	農業 畜産 生活 みのりと食 総合畜産
--------	---------------------

を

同 但馬農業	みのりと食 総合畜産
--------	------------

に改め、同表3の部中

同 篠山産業	機械 電気 土木 機械工学 電気建設工学
--------	----------------------

を

同 篠山産業	機械工学 電気建設工学
--------	-------------

に、

「

同 西脇工業	機械 電気 工業化学 情報・繊維 総合技術
--------	-----------------------

」

を

「

同 西脇工業	機械 電気 工業化学 情報・繊維 総合技術 ロ ボット工学
--------	----------------------------------

」

に、

「

同 飾磨工業	機械工学 電気工学 エネルギー環境工学 I T工 学 健康科学工学 電気情報工学
--------	---

」

を

「

同 飾磨工業	機械工学 エネルギー環境工学 電気情報工学
--------	-----------------------

」

に改め、同表4の部中

「

同 篠山産業	商業 総合ビジネス
--------	-----------

」

を

「

同 篠山産業	総合ビジネス
--------	--------

」

に、

「

同 小野	商業 国際経済
------	---------

」

を

「

同 小野	商業 国際経済 ビジネス探究
------	----------------

」

に、

「

同 洲本実業	商業 国際ビジネス
--------	-----------

」

を

「

同 洲本実業	商業 国際ビジネス 地域商業
--------	----------------

」

に改め、同表9の部中

「

同 加古川東	理数
--------	----

」

を

「

同	加古川東	理数
同	小野	科学探究

」

に改める。

附 則

この規則は、平成32年 4月 1日から施行する。